地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の規定に 基づく増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の認定に関する基準の審査 の観点等について

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律(令和6年法律 第18号。以下「法」という。)第9条第3項及び第11条第8項(法第10条第6項及 び第12条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づく増進活動 実施計画及び連携増進活動実施計画の認定に関する基準の審査の観点等を次のとおり定 める。

1. 審査の観点

法第8条第1項の地域生物多様性増進活動の促進に関する基本的な方針(基本方針) 第3章4で定める認定に関する基準に対応し、次のとおり、それぞれ審査の観点を記載 する。

<法第9条第3項第1号(第11条第8項において準用する場合も含む。)関係>

活動の区域	
<認定に関する基準(基本方針)>	<審査の観点>
活動を実施するために明確かつ適切な	1. 法第9条第2項第3号に掲げる区域は、そ
範囲が設定されていること。	の境界が図面上、法的上、現場における目
	視等で明確であり、具体的な活動を行う範
	囲のみとなっていること。
	2. 活動の実施区域の面積が算出されている
	こと。
	3. 法律や条例に基づく保護地域の指定の有
	無が把握されていること。
(生物多様性を維持する活動の場合)	1. 生物多様性を維持する活動の場合、活動の
実施区域の全部又は一部が次のいずれ	実施区域の全部又は一部が次のいずれか
かの価値を有するものであると認めら	の価値(以下「生物多様性の価値」という。)
れること。	を有するものであると認められること。か
豊かな生物多様性を育む場としての価	つ、そのことを文献資料その他の資料によ
値	って客観的に示すことができること。
希少な動植物の生息地または生育地と	ア 豊かな生物多様性を育む場としての
しての価値	価値
生態系の連結性その他の生物多様性に	① 公的機関によって、生物多様性保全上
関する重要な機能としての価値	の重要性が既に認められている場とし
	ての価値

- ② 原生的な自然生態系が存する場として の価値
- ③ 里地里山といった二次的な自然環境に 特徴的な生態系が存する場としての価 値
- ④ 生態系サービス提供の場であって、在 来種を中心とした多様な動植物種から なる健全な生態系が存する場としての 価値
- ⑤ 伝統工芸や伝統行事といった地域の伝統文化のために活用されている自然資源の供給の場としての価値
- イ 希少な動植物の生息地または生育地としての価値
- ⑥希少な動植物種が生息生育している場又 は生息生育している可能性が高い場とし ての価値
- ⑦分布が限定されている、特異な環境へ依存する など、その生態に特殊性のある種が生息生育している場又は生息生育の可能性が高い場としての価値
- ウ 生態系の連結性その他の生物多様性に関する機能としての価値
- ⑧越冬、休息、繁殖、採餌、移動(渡り) など、動物の生活史にとって重要な場と しての価値
- ⑨既存の保護地域等に隣接する又はそれらを接続するなど、緩衝機能や連続性・連結性を高める機能を有する場としての価値

活動の実施体制

実施体制は、当該活動が確実かつ継続 的に実施できるものであると見込まれ ること。

<認定に関する基準(基本方針)>

<審査の観点>

- 1. 申請者が土地の所有者等ではない場合に は、土地の所有者等の同意を得ているこ と。
- 2. 実施体制が複数の者から構成される場合には、必要な役割分担及び責任の所在が明らかであって、それらの者の意思疎通が図られる定期的な機会が設定されているこ

	٤.
	3. 申請者が法人、団体の場合には、解散する
	予定がなく、活動に対する責任を有する者
	としての立場が計画期間中継続する見込
	みがあること。
	4. 申請者や関係者に暴力団員等の反社会的
	勢力が含まれていないこと。
	5. 訴訟等の紛争が活動の衡平性に疑念を生
	じさせるおそれがないこと。
計画期間	
<認定に関する基準(基本方針)>	<審査の観点>
目標を達成するために適切な計画期間	5年を目途に計画期間を定めることが望まし
が設定されていること。	い。

<法第9条第3項第2号(第11条第8項において準用する場合も含む。)関係>

活動の内容及び実施時期		
<認定に関する基準(基本方針)>		<審査の観点>
活動の内容が、実施区域の生物多様性	1.	活動の内容が、具体的かつ明確であって、
の維持又は回復若しくは創出に相当程		活動の実施区域の生態系の区分、現況及び
度寄与するものであると認められるこ		目標を踏まえて適切であること。
と。		
活動を実施するために適切な実施時期	2.	活動の効果を把握するために適切なモニ
が設定されていること。		タリングが計画されており、次のいずれか
		に該当し、調査又は確認の結果について概
地域生物多様性増進活動又は連携地域		ね5年に1度、提出できる見込みであるこ
生物多様性増進活動が公物等の管理そ		と。ただし、連携増進活動協議会、自然再
の他の法令に基づく取組との調和が保		生協議会その他の専門家を含む幅広い関
たれていること。		係者で構成される協議会等の適切な評価
		主体が存在し、調査又は確認の結果を当該
		評価主体に提出し、評価を受ける見込みで
		ある場合又は生物多様性を維持する活動
		であって、人為的な手を加えないことを含
		む現状の活動を継続することによって、土
		地の大きな改変を予防するとともに、活動
		の実施区域の生物多様性の価値を大きく
		劣化させるおそれがない場合は、この限り
		でない。
		(ア) モニタリング調査を概ね5年に一度

- の頻度で実施している又は実施する 見込みであり、その内容が妥当である こと
- (イ) 区域内の動植物種の生息生育状況が、 自治体のレッドリスト評価における 調査又はモニタリングサイト 1000 調 査等によって把握されており、それに よって場の状態に大きな変化がない ことが少なくとも5年に一度の頻度 で確認されている又は確認される見 込みであること
- 3. 実施区域に生育・生息する生物の生活史も 鑑み、活動が適切な時期に継続的に行われ る見込みであること。ただし、年間の一部 の時期のみ行われている活動により生物 多様性の価値の通年保全が図られている 場合は、この限りではない。
- 4. 活動の内容が法令等に違反する行為ではないこと。また、実施区域において農林漁業に係る生産活動との重複や関連する施策がある場合には、これらとの調和・連携が図られていること。
- 5. 活動に影響を及ぼす現行又は将来の整備計画等が存在しないこと。
- 6. 公物等の管理区域と重複している場合に は、当該公物等の管理者の確認や同意を得 ていること。

特例を申請する場合には、その対象及び内容が明確であること。

特例を申請する場合には、その内容が 特例に係る各個別法の基準を満たすこ と。 1. 法第 15 条から第 21 条までに規定する特例 に係る行為が含まれている場合には、各個 別法の認定又は許可等の基準に適合する こと。

活動の目標

<認定に関する基準(基本方針)>

土地利用の変遷、周辺地域の状況並び に実施区域の現況及び課題を踏まえ、 具体的かつ生物多様性の増進への寄与 の観点から適切で、実現可能な目標が

<審査の観点>

- 1. 法第9条第2項第3号に掲げる目標は、生物多様性の価値のいずれかを増進 (**) することを含むものであること。
 - (※) ここでいう「増進」とは、生物多様性の価値を維持し、

設定されていること。	回復	回復し、又は創出することをいう。	
	2.	法第9条第2項第3号に掲げる目標は、活	
		動内容及び実施時期、区域、実施体制並び	
		に計画期間に照らして実現可能なもので	
		あること。	
	3.	活動の実施区域の現況が把握され、それを	
		踏まえて目標が立てられていること 。	
	4.	土地利用の変遷が把握され、それを踏まえ	
		て目標が立てられていること。	
	5.	活動の実施区域の周辺の状況が把握され、	
		それを踏まえて目標が立てられているこ	
		と。	
	6.	活動の実施区域の課題(外来種・鳥獣被害	
		等)が把握され、それを踏まえて目標が立	
		てられていること。	

2. 標準処理期間

法第9条第3項の規定に基づく増進活動実施計画及び法第11条第8項の規定に基づく連携増進活動実施計画の認定に係る行政手続法第6条第1項の標準処理期間は、6~7ヶ月とする。